

## 福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和3年7月16日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和3年7月16日（金） 午後1時30分より  
午後2時30分まで
- 2 場 所 福島市太田町13番53号 ホテル福島グリーンパレス2階「瑞光 東の間」
- 3 出席者 役 員 10名（別紙参照）  
事務局 13名（局長・次長・課長・事務担当者）  
計 23名
- 4 会議の目的事項  
[議決事項]  
議案第1号 令和2年度事業報告  
議案第2号 令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について
  - 1 一 般 会 計
  - 2 診療報酬審査支払特別会計
    - A 業 務 勘 定
    - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
    - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
    - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
    - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
  - 3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計
    - A 業 務 勘 定（後期高齢）
    - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
    - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
  - 4 国保基金特別会計
  - 5 介護保険事業関係業務特別会計
    - A 業 務 勘 定（介護）
    - B 介護給付費等支払勘定
    - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
  - 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
    - A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

- B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
  - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 令和2年度末財産目録

◎ 監査結果の報告

- 議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- A 業務勘定
  - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第5号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和3年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 議案第10号 規則の一部改正について
- 議案第11号 会長の選任について
- 議案第12号 役員の補欠選任について
- 議案第13号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について
- 議案第14号 総会の開催について

[その他]

## 5 会議の状況と顛末

### (1) 開会（午後1時30分）

司会が、開会する旨宣した。

## (2) 挨拶

三保会長職務代理者が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

いよいよ梅雨も今日から明けまして、猛暑日になりました。どうか、コロナ対策、そして、また猛暑の中で御自愛いただきながら、御活躍されますことを心から念願いたしております。

さて、現在会長職務代理者を務めております二本松市長の三保恵一でございます。皆様方には、御多用のところ本日の理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。本日は直近の情勢、2点についてお話を申し上げ、御挨拶といたします。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症について」でございます。

政府は、去る7月12日より、新型コロナの感染拡大が続く東京都に対しまして4度目の緊急事態宣言を発出しました。

全国的にも感染状況は再拡大の傾向にあり、これらを受け、本県で開催予定のオリンピックの野球、ソフトボールの計7試合についても、無観客での開催が決定されたところでございます。

こうした状況の中、感染拡大終息の希望であるワクチン接種は、各自治体における接種に加え職域接種も始まり、今後は高齢者以外の国民に対しても接種が加速することが期待されておりますが、これら新型コロナワクチン接種費用の請求支払業務は、国の要請に基づき全国の国保連合会がその一部を担っております。

このように、国保連合会は社会保障制度の一翼を担う団体として非常に重要な役割を求められておりますことから、本会といたしましては、診療報酬審査支払などの従来業務に加え、これら新型コロナ対策についても、引き続き関係機関と連携し、全力で取り組む所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

2点目は、「審査支払業務改革について」でございます。

国は、令和元年6月に閣議決定した「規制改革実施計画」に基づく支払基金及び国保連合会の「審査支払機関改革」の具体的方針について検討するため、「審査支払機能の在り方に関する検討会」を開催し、本年3月に報告書がまとめられたところでございます。

報告書では、特に支払基金システムとの共有化・整合化を図ることが求められたことから、令和6年度に予定している国保業務の基幹システムである「国保総合システム」の更改費用が大幅に増加する見込みとなっております。

これらのことから、国保中央会及び全国の国保連合会では、国保保険者に更なる財政負担を求めることのないよう、全国的に予算獲得運動を展開しているところであります。

本会といたしましても、本日上程する議案にて、県選出国會議員への国庫補助獲得に向けた要請運動について御審議をいただくこととしておりますので、皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

また、本件につきましては、状況の進捗に合わせ、随時御報告をさせていただく予定でおりますので、重ねてよろしくお願いたします。

結びとなりますが、本日の理事会は、令和2年度の事業報告及び決算、そして新会長の選任など、協議案件が多数ございます。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。宜しくお願ひいたします。

(3) 出席者報告

理事数：14名

出席者：9名

書面による出席者：5名

(4) 議 事

三保会長職務代理者が議長になり議事に入った。

議案第1号 令和2年度事業報告

議案第2号 令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第1号「令和2年度 事業報告」について御説明申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。

初めに、第1の一般状況でございます。

1の役員につきましては、会長の退任に伴いまして、令和3年3月31日現在、記載のとおり状況となっております。会長の退任後は、会長代行である、三保二本松市長に、会長職務代理者に御就任いただいております。

なお、新会長の選任に関しましては、後程、議案第11号にて御説明申し上げます。

2の事務局体制でございますが、保険者業務に係る支援強化及び本会事務の効率化を目的に、新たに保険者支援課、保健事業課、システム管理課を設け業務を実施いたしております。

3の機関会議でございますが、総会、理事会、監事会を2ページから3ページに記載のとおり開催いたしております。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、機関会議を始め、各課の説明会等について、書面開催等の対応をさせていただいております。

4ページを御覧ください。

次に、本会主業務であります、4の審査支払の状況でございます。

(1) 国民健康保険の審査の決定件数は約669万件でございます。イの医療機関等への支払額は、約1,281億円となり、対前年比96.25%でございます。

また、(2)の後期高齢者医療の決定件数は、約803万件、医療機関への支払額は約2,234億円となり、対前年比96.75%でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、医療機関への受診が控えられた影響を受け、国保・後期医療の件数・支払額とも、昨年度より減少しております。

(3) の介護給付費、(4) の障害介護給付費等の支払額につきましては、記載のとおりでございます。コロナ禍ではございましたが、それぞれの支払額は前年度より増加しており、介護においては国保の支払額を超える状況となっております。

(5) の特定健診・特定保健指導費用につきましては、やはり、新型コロナの影響により健診自体ができない状況が続きまして、2割ほどの減額となっております。

5 ページを御覧ください。

次に、第2の重点事業でございます。

本会の事業は「中期経営計画」の3つの基本方針に基づき、重点事業を定め、実施いたしております。

1つ目の基本方針は1の「保険者事業運営の支援」でございまして、(1)の医療費適正化の推進をはじめ3事業を実施いたしております。

特に、(2)の保健事業の推進のア、健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援では、KDBデータの活用、人材育成、人材派遣等の支援を行っております。人材育成では、国保担当者・保健指導担当者・管理栄養士それぞれに向けた研修を実施いたしております。人材派遣では、在宅保健師の会の皆さんに御協力をいただき、ノウハウ・経験を活かし、住民の方へ直接保健指導を実施いたしております。

6 ページを御覧ください。

2つ目の基本方針は、下段にあります、2の「新たなニーズ・課題への取り組み」でございまして、3事業を実施いたしております。

(1)の国保制度改革への取り組みでは、市町村にて事業報告に使用しております、「国保事業報告等システム」の全市町村でのクラウド化について、システム構築を行い、運用を開始いたしております。

次に、7 ページを御覧ください。

また、(2)の「番号制度関連事業への取り組み」では、オンライン資格確認等業務に必要な国保の方の資格情報について、市町村から提供を受け、システムに連携する業務を実施いたしております。

3つ目の基本方針は、下段にあります、3「健全で効率的な組織運営への取り組み」でございまして、(1)のリスクマネジメントの強化など3事業を実施しております。

8 ページを御覧ください。

特に、(3)財政の透明性の確保と組織運営の効率化による経費削減では、本会「財政運営計画」に基づき、適正な予算執行に努め、収支均衡を図っております。

8 ページの中ほどから 27 ページまで第3の「その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業を基本方針ごとに記載しております。説明は省略させていただきますが、いずれの事業も適性かつ確実に実施いたしております。

続きまして、ページ飛びますが、27ページを御覧ください。

中ほどにあります、4のその他でございますが、令和2年度は、福島県より委託を受け、医療機関・介護施設等に新型コロナウイルス感染症対策として慰労金給付、支援金に係る支払等業務等を実施いたしております。

なお、28ページ以降は別添として、先ほど説明いたしました「診療報酬等審査支払の状況」の詳細を記載しております。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第2号、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

ウ. 総務課長が議案第2号について次のとおり説明を行った。

引き続き、私から議案第2号について御説明いたします。

説明にあたりましては、決算書と別にごございます説明資料①にて御説明させていただきます。説明資料①を御準備いただき1ページをお開き願います。

1、令和2年度各会計歳入歳出決算でございます。

こちらのページは本会会計全体の総括表となっております。

令和2年度、本会全会計の歳入合計決算額は5,881億9,254万9,941円、歳出合計決算額は5,878億9,434万4,825円、前年度比は歳入歳出とも101.19%となりました。

前年度比で若干の増となっておりますが、理由は、先ほど事業報告にて事務局長が説明のとおり、国保、後期の医療費の受払が新型コロナの影響で減となる一方、介護・障害給付費の増、また、コロナ関連の新規事業を受託したことにより、結果、増となったところでございます。

ページの真ん中、表の1は各会計決算一覧でございます。令和2年度、本会には一般会計、特別会計併せまして10会計、特別会計には勘定が15ございます。

表の下を御覧ください。歳入歳出決算の状況でございます。

決算額約5,880億円の99.5%は「保険者から医療費等をいただき、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬等の受払いとなっております。

なお、残りの0.5%は、業務関連経費を経理する本会の実質予算でして、額にして約30億円となっております。診療報酬等の受払いの状況と、業務関連経費の状況は後程分けて御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

2の令和2年度各会計当期収支差額でございます。

本会全会計の当期収支差額はマイナス1,927万4,652円となりました。

表の2は、各会計当期収支差額一覧でございます。表の一番下、計の欄を御覧ください。

この当期収支差額とは、表のC欄に記載の各会計の「歳入歳出差引残額」2億9,484万7,058円から、その右D欄の「前年度繰越額」3億1,412万1,710円を差し引いたE欄でございます。つまりは、令和2年度単年度の収入から、支出の差額を表したものとなっております。

ページの下、四角の枠囲い、当期収支差額の状況を御覧ください。

○の一つ目、会計総額の当期収支差額は約2千万円のマイナス、つまり赤字となっております。○の二つ目、本会の会計は、国の通知により「実費弁償方式」が導入されております。

なお、実費弁償方式とは「収支に剰余があった場合、その剰余を保険者へ返還する」というものでございますが、令和2年度決算における実費弁償方式の確認結果、収支のマイナスが示す通り、剰余無しの判定となり、保険者等への返還金は発生いたしませんでした。

3ページを御覧ください。3、令和2年度各支払勘定前年度比較でございます。

こちらのページでは、本会が行う診療報酬等の受払いにかかる主な10の勘定について抜粋し、まとめてございます。

ページの上を御覧ください。各支払勘定の歳入合計決算額は5,685億4,744万3,817円、歳出合計決算額は5,685億3,109万2,394円、前年度比は共に98.69%となりました。

その下、表の3、表の4は表の各支払勘定の歳入歳出それぞれの一覧となっております、ページの下に各支払勘定の状況として2点記載がございます。

○の1つ目を御覧願います。

前年度比で減となっている主な理由としましては、○の1つ目に記載のとおり、新型コロナウイルスの影響による受診控えとなっております。

簡単ではございますが、以上が支払勘定の御説明でございます。

4ページを御覧願います。4の令和2年度業務運営主要会計当期収支差額でございます。

ここでは、保険者等からの負担金、手数料を財源とし、人件費・事務諸経費を経理する本会の業務運営主要7会計、会計全体の0.5%にあたる本会の実質予算の状況を御確認いただきます。

主要7会計の当期収支差額は、マイナス2,156万9,664円となりました。

表の5を御覧ください。業務運営主要会計当期収支差額一覧でございます。表の右上、項番1から一般会計、業務勘定国保、後期、介護、障害、特定健診、レセプト点検の7会計について記載しております。

表の一番下「計」の欄を御覧願います。左からAの歳入合計額、Bの歳出合計額は、会計全体の0.5%にあたります約30億円。AからBを差し引いたCの歳入歳出差引残額は約2億7千万円。そこからDの前年度繰越額、約2億9千万円を差し引きました当期収支差額が、表の右下、マイナスの2,156万9,664円となっております。

ページの下枠囲い、業務運営主要会計の状況を御覧ください。

3点、記載がございますが、○の2つ目を御覧願います。

令和2年度は本会が平成29年度から5か年で実施する中期経営計画の4年目でございます。収支状況、繰越金、積立金の実績等を踏まえ、計画に基づき、負担金・手数料単価の引き上げ等を行い、収支均衡を図っております。

なお、計画開始当初は約1億円のマイナスでしたので、徐々に収支均衡が図られつつある状況となっております。

次に5ページを御覧願います。業務運営主要会計の概要（歳入）でございます。

表6では、前のページで御説明しました主要7会計の歳入状況を歳入科目ごとに記載しておりまして、表の右側に各会計の合計額、そして前年度比をそれぞれ記載しております。

また、表の下の枠囲いには、業務運営主要会計（歳入）の状況として5点、記載がございます。主な点1点について御説明いたします。

表6にお戻りいただきまして、項番2の手数料を御覧願います。

一番右の前年度比が95.31%となっております。

本会の収入の3分の2を占める手数料収入が減じた理由としましては、ページ下、○の2つ目に記載がございます。

手数料については、当年度より国保・後期の審査支払手数料単価を引き上げさせていただきましたが、診療報酬明細書の件数が減じたため、減となりました。

件数減の理由は新型コロナの影響による受診控えでございます。

以上が歳入の状況でございます。

6ページを御覧ください。歳出でございます。

表7では、歳入同様、歳出の詳細を歳出科目ごとに記載しておりまして、また、ページ下の枠囲いには、歳出の状況として4点、記載をしてございます。主な点1点を御説明いたします。

表7の項番2の人件費を御覧ください。一番右の前年度比が95.32%となっております。

理由としましては、ページ下、○の1つ目に記載がございます。

人件費については、正規職員数が2名減ったため減となりました。急の退職者2名が出たためございまして、コロナ関連の事業など業務増の中、非正規職員の採用等で対応したところでございます。

以上が歳出の状況でございます。

7ページを御覧ください。

ここからは、中期経営計画、実施4年目の状況について御説明いたします。

7の繰越金の状況でございます。

ページの上、棒グラフを御覧願います。令和元年度及び2年度の2か年分について、それぞれと計画と実績を比較したのようになっております。赤の点線で囲っておりますのが今回決算しました2年度実績でございまして、その左側、元年度計画と比較すると多くの額が繰り越せたことがわかります。棒グラフに色がついておりますが、これは各会計の内訳を表したものでございます。

グラフの下、表8は各会計の繰越金一覧となっております。表の右側の黄色の部分、2年度繰越金実績は合計で、表の右下2億6,807万3千円となりました。

表8の下に繰越金の状況について説明がございます。

令和元年度実績と比較し、各会計において増減はあったものの、概ね計画通りの繰越金となったところでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。8、積立金でございます。

ページの上、棒グラフは、前のページと同様、令和元年度と2年度、2か年分の比較でございます。グラフの下、表9の黄色の部分、2年度実績は13億323万1千円となりまして、その左側、2年度計画に対し6千万円ほど多く積立金を保有できました。

表9の下、積立金の状況の説明がございます。

内容としては、繰越金と同様、概ね計画通りの保有となったところでございます。

なお、本会では保有する積立金のほとんどは、システム更改経費など将来の支出が明らかな経費について事前に保有しておくものであり、いわゆる剰余金という性質のものではございません。

また、積立のルールは国の通知により厳格に定められておりますことを申し添えさせていただきます。

ここまでが決算状況の御説明でございます。

9ページを御覧願います。

令和3年3月31日現在の財産目録について御説明いたします。

財産目録は大きく資産と負債に分かれており、財産の内容毎にその使用目的、そして金額の記載がございます。表の左上を御覧ください。

まず、表の左上を御覧ください。資産のうち流動資産でございます。内訳としては現金預金・未収金・未収診療報酬等がございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

表の左上、固定資産ですが、土地など基本財産、積立金など特定資産、建物などのその他固定資産がございます。流動資産、固定資産合わせました資産合計は、10ページの右下、288億8,406万8,883円となっております。

11ページを御覧願います。負債でございます。

流動負債として、未払金・未払診療報酬等・預り金、その下、固定負債として退職給付引当金・国保基金預託金預り金などがございます。流動負債・固定負債合わせました負債合計が表の右下から2番目に記載がございます。金額は269億7,112万884円。

そして、資産から負債を除きました正味財産合計は表の一番右下19億1,294万7,999円となっております。

ここまでが財産状況の御説明でございます。

最後に左上に参考と記載のある資料を御準備ください。

本会の会計は自治体会計と同じいわゆる単式会計でございますが、平成22年度から会計の更なる透明化を図るために複式簿記を導入いたしまして、その財務諸表を決算の参考資料として提出させていただいております。

参考のため詳細の御説明はいたしません。帳票の若干の御紹介をさせていただきます。1ページ、2ページは貸借対照表です。こちらの表は本会の資産・負債の状況を「当年度」「前年度」「対前年度との増減」で表しております。先程御説明いたしました財産目録と内容的には同じでございます。

3ページを御覧願います。

次に、3ページから10ページは正味財産増減計算書でございます。

こちらの表は、1年間の収益と費用の増減を表した表でございます。単式会計では把握できない現金の動きが伴わない「損益」についても確認ができる表となっております。

ページ飛びまして、11ページを御覧願います。

次に11ページから14ページは財務諸表に対する注記でございます。只今説明しました2つの財務諸表の付属資料となっております。

次に15ページから22ページが収支計算書でございます。こちらは単年度の現金資金の増減を記載したものであり、単式会計の決算と内容は同じでございます。

最後に23ページは「収支計算書に対する注記」でございます。収支計算書の付属資料となっております。

以上、議案第1号及び議案第2号について御説明いたしました。御認定賜りますようお願いいたします。

エ. 議長が富樫監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 富樫監事より以下の内容で報告があった。

監事をしております公認会計士の富樫と申します。

監事を代表し御報告いたします。お手元に監査証がございますので、御覧ください。

令和2年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。

カ. 議長が議案第1号及び議案第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

議案第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について

A 業 務 勘 定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

議案第5号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（後期高齢）

議案第6号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（介護）

議案第7号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

議案第8号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）

議案第9号 令和3年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について

ア. 議長が議案第3号から議案第9号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第3号から第9号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第3号から第9号の、令和3年度補正予算7議案について一括して御説明いたします。

議案とは別にございます説明資料②を御準備いただき、1ページをお開きください。

今回の補正予算に共通する主な補正理由は、令和2年度決算確定に伴います繰越金の補正となっております。

それでは、議案第3号 令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

1の補正内容の表を御覧ください。

表の左、歳入科目 繰越金にて1,549万円の増額補正を行います。

対しまして、表の右、歳出科目 予備費にて歳入同額の1,549万円の増額補正を行うものです。

表の下を御覧ください。補正後の総額は3億9,919万8千円となりました。

その下、2として補正理由を記載してございます。

補正理由といたしましては、令和2年度決算確定に伴う繰越金の増となります。

以上が議案第3号の御説明となります。

2ページをお開き願います。議案第4号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

この会計では2つの勘定にて補正を行います。

まず、Aの業務勘定でございます。1の補正内容としましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 予備費にてそれぞれ同額の2,757万4千円の増といたします。

2の補正理由としましては、令和2年度決算確定に伴います繰越金の増となります。

次に、Cの公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます

1の補正内容としましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 諸支出金にてそれぞれ335万9千円の増といたします。

2の補正理由としましては、「指定公費医療費」として、国が本会へ交付した令和2年度分「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の残額について、要綱上、令和3年度予算に繰り越した上、国に返還するためとなっております。

3ページを御覧ください。

ここからは補正内容が同じですので、説明は簡潔に行います。

議案第5号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。Aの業務勘定（後期高齢）におきまして、歳入歳出それぞれ1,709万円の減といたします。補正理由は決算確定に伴う繰越金の減でございます。

4ページをお開きください。

議案第6号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。Aの業務勘定（介護）におきまして、歳入歳出それぞれ1,018万円の増といたし

ます。補正理由は決算確定に伴う繰越金の増でございます。

5 ページを御覧ください。

議案第 7 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（障害者総合支援）におきまして、歳入歳出それぞれ 10 万 9 千円の減といたします。補正理由は決算確定に伴う繰越金の減でございます。

6 ページをお開きください。

議案第 8 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。A の業務勘定（特定健診・特定保健指導）におきまして、歳入歳出それぞれ 48 万 6 千円の増といたします。補正理由は決算確定に伴う繰越金の増でございます。

7 ページを御覧ください。

議案第 9 号 令和 3 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。補正内容としまして、歳入歳出それぞれ 136 万 7 千円の増といたします。補正理由は決算確定に伴う繰越金の増でございます。

以上、議案第 3 号から議案第 9 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第 3 号から議案第 9 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 10 号 規則の一部改正について

ア。議長が議案第 10 号について事務局に説明を求めた。

イ。総務課長が議案第 10 号について次のとおり説明を行った。

議案第 10 号「規則の一部改正について」御説明いたします。

こちらにも議案書とは別にございます説明資料③を御準備いただき、1 ページをお開き願います。

今回改正する規則は福島県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則でございます。

1 の主な改正理由としまして、令和 3 年 4 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の一部改正について」が発出されたことに伴い、所要の改正を行いたいためでございます。

2 の主な改正内容としまして、保険医療機関等が診療報酬を請求する際の押印を原則不要とする旨の改正をさせていただきます。

3 の施行日は本日、令和 3 年 7 月 16 日といたします。

以上、議案第 10 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ。議長が議案第 10 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 11 号 会長の選任について

ア。議長が議案第 11 号について事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第 11 号について次のとおり説明を行った。

議案第 11 号「会長の選任について」御説明申し上げます。

前会長の退任に伴い、本会規約第 21 条及び役員を選任に関する内規第 2 条の規定に基づき、会長を選任したいものでございます。

任期につきましては本日より令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

以上、議案第 11 号「会長の選任について」御説明いたしました。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 11 号について、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 添田理事より次のとおり発言があった。

天栄村長の添田でございます。

現会長職務代理者である二本松市の三保市長が会長に就任されることを御提案します。

オ. 議長が添田理事からの提案について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ提案のとおり承認決定された。

カ. 議長が事務局に発言を求めた。

キ. 事務局長が次のとおり説明を行った。

御説明いたします。本会規約第 22 条第 2 項の規定にて、会長の指名により、副会長の中から「会長代行」をおくこととなっております。

三保市長が会長に選任されたことに伴い、会長から新たに会長代行を御指名いただきたいものでございます。

会長、よろしく願いいたします。

ク. 議長から次のとおり発言があった。

規約に基づき、新たな会長代行には副会長の石森玉川村長を指名します。

石森村長宜しいでしょうか。

ケ. 石森副会長より次のとおり発言があった。

はい、宜しく願いします。

コ. 議長から次のとおり発言があった。

それでは皆様、御承知おき願います。

サ. 議長が事務局に発言を求めた。

シ. 事務局長が次のとおり説明を行った。

御説明いたします。只今、会長が選任されましたことにより、以降の議案第 12 号から議案第 14 号の議案上程者は「会長職務代理者 三保恵一」から「会長 三保恵一」にお読み替えいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

ス. 議長が事務局説明のとおり了承願いたいと述べた。

議案第 12 号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第 12 号について事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第 12 号について次のとおり説明を行った。

前役員の退任に伴い、欠員が生じたため、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条の規定に基づき、補欠役員を総会で選任するにあたりまして、理事会での承認を求めるものでございます。

選任する役員は、伊藤剛福島県保健福祉部長、県中地区部会から推薦いただきました村上昭正小野町長、会津地区部会から推薦いただきました大宅宗吉南会津町長でございます。役員の任期は、令和 3 年 7 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、議案第 12 号「役員の補欠選任について」御説明いたしました。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 12 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 13 号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について

ア．議長が議案第 13 号について事務局に説明を求めた。

イ．システム管理課長が議案第 13 号について次のとおり説明を行った。

議案第 13 号「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について」御説明いたします。

お手元の議案第 13 号ですが、こちらに記載のとおり国保総合システムの次期更改について、国において必要な財政措置を講じるよう、本県選出国會議員に対し、別添要請書により要請活動を行いたいというものです。

本議案では説明資料を御用意しておりますので、説明資料④を御準備ください。

こちらから説明申し上げます。説明資料の 1 ページをお開きください。

国保総合システムの概要についてでございます。

国保総合システムは私ども国保連合会の中央組織である国保中央会が開発している全国標準システムであり、全国の国保連合会が採用しております。

ページ下でございます図のとおり、「審査支払系」と「保険者サービス系」の機能がございまして、一体的に膨大な情報を処理し、複雑化する制度改正等にも対応しております。

このシステムは、医療機関等からの診療報酬明細書の提出を受けまして、審査支払系の機能により請求支払処理を行います。

市町村や国保組合の皆様には、保険者サービス系の機能を御利用いただき、給付情報をもとに各種保険者業務を行っていただいております。

2 ページを御覧ください。

ここでは要請活動が必要となった経緯を説明させていただきます。

冒頭に記載しておりますとおり、通常、国保総合システムの開発等に係る経費は、市町村等保険者の皆様からの手数料により御負担をいただいております。

以下、経緯として 1 つ目の枠囲みでございます。国保総合システムは、国保制度の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラとなっております。

令和 6 年 3 月に機器の保守期限を迎えるため、システム更改に向け減価償却引当資産等の積み立てを行っております。

2 つ目の枠囲みでございます。こうした中、システムのあり方については、政府の規制改革実施計画等によりまして、社会保険診療報酬支払基金、こちらは被用者保険のレセプトを審査支払する機関となりますが、こちらの審査支払システムとの共有化・整合性の確保が求

められており、システム改修等に係る大幅な見直しが発生しております。

3つ目の枠組みでございます。このことによりまして、国の意向を踏まえたシステム開発を実現するにあたり、国保中央会の試算では既存の積み立てを大幅に上回る見込みであり、市町村等保険者の皆様に追加的な財政負担をお願いしなければならない状況になっております。

以上のことから、追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置を求めるものでございます。

議案書に戻らせていただきます。1ページをお開きください。

こちらが要請書の案でございます。本日、御承認をいただきましたら、この要請書により本県選出国會議員に対し、今月中にも陳情を行いたいというものです。会長名が伏せてございますが、先ほど御承認を賜りましたので、こちらには三保様の名前で提出させていただきます。

2ページをおめくりください。要望事項を読み上げさせていただきます。

「規制改革実施計画等を踏まえた国保総合システムの次期更改に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を講じるよう格別の御配慮をお願いいたします。」

以下、「要請理由」につきましては、先ほど説明資料で申し上げたとおりでございます。

3ページを御覧ください。

こちら、参考としまして要請先の一覧をお付けしておりますので、御確認をお願い申し上げます。

なお、要請活動の取組みについて少し補足させていただきます。

全国の国保連合会と国保中央会が一体となってこのような取り組みを実施することはもちろんでございますが、国庫補助獲得をより確実にするため、6月末までに地方6団体等に対し、国庫補助獲得運動について協力の依頼を行ったところです。

全国のこうした動きをもとに、地方6団体等の全国組織の主要会議におきましても、本要請事項が取り上げられ、「令和4年度予算 概算要求」に向けた取り組みが行われているところでございます。

また、秋以降の予算編成に向けましては、状況の変化等を踏まえまして、必要に応じて改めてお知らせして参りたいと存じます。

以上、議案第13号「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請について」でございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第13号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第14号 総会の開催について

ア．議長が議案第14号について事務局に説明を求めた。

イ．事務局長が議案第14号について次のとおり説明を行った。

議案第14号「総会の開催について」御説明申し上げます。

開催日時につきましては、令和3年7月30日金曜日、午後1時30分から、場所は「杉妻会館」4階 牡丹でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第14号「総会の開催について」御説明いたしました。御承認賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 14 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(5) その他

ア．議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ．事務局からの発言はなかった。

ウ．議長がその他事項について、各理事へ発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後 2 時 30 分）

三保会長が議案審議に対する協力に謝意を表し、閉会する旨挨拶を行った。

令和 3 年 7 月 16 日（金）福島市太田町 13 番 53 号 ホテル福島グリーンパレスで開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 3 年 8 月 20 日

議事録署名人

前 後 公 印

林 昭 彦 印